

広島県告示第五百五十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定によって、尾道系
崎港に係る港湾隣接地域の変更に關する公聴会を次のとおり開催する。

平成二十二年六月二十一日

尾道系崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 期日

平成二十二年七月九日 午後二時

二 場所

福山市松永町三丁目一番二九号

福山市松永支所二階二十一会議室

三 変更しようとする地域

尾道系崎港相生島地区